



福岡医発第941号(地)
平成21年8月13日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において
使用する特別の理由及び適切な防護措置について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より福岡県保健医療介護部長を通じて別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

特別の理由により適切な防護措置を講じた場合にエックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについては、医療法施行規則の規定により認められており、平成13年3月12日付け医薬発第188号厚生労働省医薬局長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」では、特別の理由及び適切な防護措置が示されております。

本件は、今般、新たな医療技術への対応等を図るため、施行通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたことをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

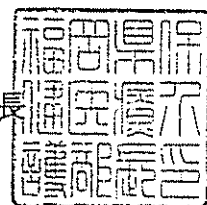
医業経営担当理事 廣瀬真恵
医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



21医指第1203号
平成21年8月11日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において
使用する特別の理由及び適切な防護措置について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。



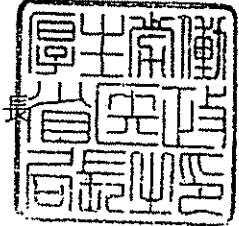


医政発0731第3号

平成21年7月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



エックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において
使用する特別の理由及び適切な防護措置について

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の14においては、特別の理由により適切な防護措置を講じた場合にエックス線装置をエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することが認められており、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年3月12日付け医薬発第188号。以下「施行通知」という。）において、特別の理由及び適切な防護措置を示しているところである。

今般、新たな医療技術への対応等を図るため、施行通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、管下の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対する周知方よろしく願います。

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成13年3月12日付け医薬発第188号) 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
第二 個別事項 (一)～(三) (略) (四) 管理義務に関する事項 1 使用の場所等の制限 (第三十条の十四) (1)～(3) (略) (4) エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて (略) (7)～(9) (略) (エ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのために、<u>CT撮影を行う場合又はエックス線装置のうち、CT装置であって、これに診療用放射性同位元素を用いる核医学撮像装置が付加され一体となったもの(以下「核医学－CT複合装置」という。)</u>によるCT撮影を行う場合。この場合においては、<u>診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準を満たすのみならず、エックス線診療室の構造設備の基準を満たすこと。また、防護衝立の使用、必要に応じた防護衣の着用等により、放射線診療従事者等の被ばく線量の低減に努めること。さらに、当該診療用放射性同位元素使用室の室内にCT装置等を操作する場所を設けないこと。ただし、診療上やむを得ない理由により近接での操作が必要な場合は、この限りでないこと。</u> なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。 (オ) <u>核医学画像を得ることを目的とせず、CT撮影画像のみを得るために、CT装置又は核医学－CT複合装置によるエックス線撮影(以下「CT単独撮影」という。)を行う場合。この場合においては、核医学診療に関する安全管理の責任者たる医師又は歯科医師が、CT単独撮影を行う診療用放射性同位元素使用室における安全管理の責任者となり、CT単独撮影を受ける患者等が、診療用放射性同位元素による不必要な被ばくを受けることのないよう、適切な放射線防護の体制を確立すること。また、診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準を満たすのみならず、エックス線診療室の構造設備の基準を満たすこと。防護衝立の使用、必要に応じた防</u>	第二 個別事項 (一)～(三) (略) (四) 管理義務に関する事項 1 使用の場所等の制限 (第三十条の十四) (1)～(3) (略) (4) エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて (略) (7)～(9) (略) (エ) 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのために<u>CT撮影を行う場合。この場合において、前記撮影を行う室の画壁等は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようにしゃへいすることができるものとする。ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である画壁等については、この限りでない。また、CT装置を操作する場所は、前記撮影を行う室の室外に設けられており、画壁等で区画された室であること。ここでいう「操作」とは、エックス線をばくしゃすることであること。</u> なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。

護衣の着用等により、放射線診療従事者等の被ばく線量の低減に努めること。さらに、当該診療用放射性同位元素使用室の室内にCT装置等を操作する場所を設けないこと。ただし、診療上やむを得ない理由により近接での操作が必要な場合は、この限りでないこと。

なお、同時に二人以上の患者の診療を行うことは認められないこと。

(略)

(略)